主 文

## 本件上告を棄却する

## 上告費用は上告人の負担とする

## 理 由

上告人訴訟代理人弁護士高橋一次の上告理由は末尾添付の別紙記載のとおりである。これに対し当裁判所は左のとおり判決する。

論旨は、原審の専権事項である証拠の取捨判断を争い、延いてその事実の認定を 非難するに帰するものであつて、上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇一条、訴訟費用の負担につき同九五条八九条に従い、全裁判官 一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官